

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします

2024年
11月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
11月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

◆2024年10月上旬から11月上旬にかけて、協会けんぽより、被扶養者状況リストが送付されます。

○確認対象：2024年4月1日において18歳以上である被扶養者の方
(協会けんぽからの案内を確認のうえ、リストを作成いただきます。)

○リスト提出期限：2024年11月29日(金)

◆プラグマでは『年末調整業務』をお手伝いしています。

○従業員が提出した年末調整書類のチェック
○源泉徴収票の作成
○各市区町村へ送付する「給与支払報告書」

「総括表」の作成および発送作業など・・・
一連の業務をお受けしておりますので、どうぞご相談ください。

会計・税務

11/11 (月)	10月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
11/15 (金)	所得税の予定納税額の減額申請の期限(第2期分のみ)
12/2 (月)	9月決算法人の確定申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>
	3月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	所得税の予定納税額の納付の期限(第2期分) 個人事業税の納付期限 第2期分 (東京23区の場合)

※申告や納期限が土・日・祝日にあたる場合は、その翌日が期限となります

※ご注意※
このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・税務全般の内容となります。それぞれのお客様には該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方等については、資格確認書を用いて医療機関等を受診することも可能です。

【 労務情報 】 ROUMU INFORMATION

助成金のご紹介

プラグマでサポート実績のある助成金より、「両立支援等助成金」をご紹介します。
特に、育児休業の予定の社員がいるお客様におすすめです。ぜひご確認ください。

職業生活と
家庭生活の
両立支援

男性の育児休業取得を促進!

仕事と介護の両立支援!

円滑な育児休業取得支援!

1 出生時両立支援コース
(子育てパパ支援助成金)

2 介護離職防止支援コース

3 育児休業等支援コース

1. 出生時両立支援コース

男性社員が育休を取得しやすい雇用環境整備等を行い、育休取得した男性社員が生じた場合に支給されます
(支給額 20 ~ 60 万)



2. 介護離職防止支援コース

~介護休業取得時・職場復帰時~
介護支援プランに沿って社員の介護休業取得、職場復帰に取組んだ場合に支給されます
(支給額 休業取得時 30 万
職場復帰時 30 万)



3. 育児休業等支援コース

~育休取得時・職場復帰時~
育休復帰支援プランに沿って社員の育児休業取得、職場復帰に取組んだ場合に支給されます
(支給額 休業取得時 30 万
職場復帰時 30 万)



- 他に、育児中の業務代替を支援するコースや育児期の柔軟な働き方を支援するコース等もあります。
- 育児休業等に関する所定の情報を公表することで助成金の加算を受けることができます。
- 中小企業事業主が対象の助成金です。

DX コンサルサーサービス 事例紹介

プラグマのDX コンサルサーサービス事例紹介

- 経費精算システムの選定と導入サポート
- 経費精算システムと会計システム「弥生会計」の連携サポート



事例を「note」にまとめました!
←QRコードよりぜひご覧ください。
記事が参考になった方は、「スキ」もいただけますと幸いです。



株式会社プラグマ・社会保険労務士法人プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



pragma
WEB

